

学ぶこと
の意義を
能力の項
に移動

3. 家政学を学ぶ全ての学生が身につけることを目指すべき基本的な素養

(1) 家政学分野の学びを通して獲得すべき基本的な知識と理解

家政学で学ぶ領域は、食物、被服、住居、児童、生活経営、家庭科教育などに分れており、広い分野にわたっている。学士課程で家政学を学ぶ学生が学ぶ基本的知識と理解は、家政学が広範囲に及ぶ事から、まず基本的な生活に関する 6 領域の基本的知識を学んで、①人間の生活（くらし）について基本的に理解すると同時に、②それぞれの領域の専門的知識を深め理解することにより、専門職への道へと繋げることができるようになる。

また、家政学が実践科学であることから、体験を通して知識を具現化する技術や意欲を持つための実践的・体験的学修により理解することができる。

家政学が対象とする個々の領域には、生活の基本事項（食物、被服、住居、生活経済）、人間発達（児童、老年）、生活経営（生活設計、家族関係）があり、その他として、家庭科教員の養成がある。

①生活に関する基本的知識と理解

人間が成長し健全に生きるための基本的知識、すなわち、生活するための人とももの、ものともとの関係、生活する場での人間関係、人間が生活することと自然環境との関係、生活と社会構造との関係等を理解して、グローバルな視点で「生活すること」の意味を説明できる。なお、生きるための基本的知識とは、先に挙げた 6 領域の基礎的知識を包含するものである。

さらに、人間の生活に係わる隣接学問分野の進歩が理解できるように、人文科学、自然科学、情報処理、技術などの基礎的な知識を持ち、それらの最新の知識と情報を生活に関する問題解決のための知識として正確に理解し分析できる能力を身につけ、それを実生活の上で利用することについてその意味や方法の説明ができる。

②専門領域での知識と理解

①の知識と理解の上に立って、更に専門領域を学ぶ場合には、それぞれの分野で以下のような知識や理解が求められる。

食物領域では、人間の健康と食べ物の関係をより深く理解し、栄養と食品・食糧資源の関係、食糧資源を「食べ物」に変える加工（調理を含む）および貯蔵の原理・技術などに関する知識を持ち、生活者として食生活の実践に繋がる視点で説明できる。

被服領域では、生活のQOL向上に寄与する被服の役割を理解し、材料・染色加工・洗浄・造形・着心地・生産・流通・消費・衣生活文化の各分野の深い知識を持ち、これらの科学的・文化的・芸術的な総合的な視点から生活者に望ましい衣生活を説明できる。

6 分野に
ついての
検討が必要

文章の
整理

ナンバリ
ングの削
除

住居領域では、広い視野（グローバルな視点）から生活環境、人間と住居・地域との関係を理解し、住生活の向上を促すさまざまな技術に関する知識を持ち、人間にとっての住みよさ、生活のしやすさにかかわる視点で説明できる。

児童領域では、児童を生涯発達軸と生活環境の広がりの中で理解し、児童の心身の発達、保育と教育、臨床と福祉、児童文化などに関する知識を持ち、児童の健全な育成および発達課題の解決のための実践に繋がる視点で説明できる。

生活経営領域では、個人や家族の欲求充足のために、時間・空間・お金等の生活資源、市場からのモノやサービス、社会保障制度等の社会資源を組織化するという視点から生活を捉え、個人や家庭生活とその環境を最適な方向へ導くための生活マネジメントの方法を理解し、かつ、その方法の実践について説明できる。

家庭科教育領域では、児童および生徒に対し、その発達段階に応じて児童生徒自身の生活を振り返りながら家政学の内容を教授することができるよう、児童生徒の理解と家政学の理解を融合し、説明できる。

（２）家政学分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力

１）家政学の学びによって習得すべき能力

ａ．分野に固有の能力

家政学を学修した学生は、人間の生活を構成している、人と人、人とのもの、ものとの、人と環境、人のくらしと社会構造の関係などをグローバルな視点から理解し、説明できるようになることから次のような能力を持つことができる。

・生活を客観的かつ体系的に捉え、時代と社会の変化に対応して変化する生活の実態を把握する能力を習得する。即ち、先端技術や経済の発展によってもたらされる生活の変化を理解し、生活で大切にされるべきものを生活全体、さらには大きく社会環境や自然環境の視点で考える能力。

・家政学を学んだものは、生活の構造が理解できていることから、これから生活者となる次世代や、生活上の問題に直面している人々に対し、生活を理論的に解析し、問題点を指摘し、より質の高い生活の支援を行うことができる能力。

・家政学は、実践科学であることから、自らが知識を基にした適確な判断による独自の実践意欲を持つと同時に、他者に対しても実践力を付与するための意識付けができる能力。

・家政学は、食物学、被服学、住居学、児童学、生活経営学、家庭科教育学などの領域があることから、家政学全般を基盤として学修した上に各領域の知識をより深く学修して生活関連の専門職に就くことにより、広く人々の生活の質の向上に貢献できる能力。

b. ジェネリックスキル

家政学は、全ての視点を生活の場に置くことから、市民として社会活動に参画するとき、社会の最も基盤となるべき位置、即ち、人間の生活に基準を置いて問題の解決を考えることができる。例えば、現在、エネルギー問題が大きな社会問題となっているが、これを単に経済発展や国際問題としてのみ捉えるのではなく、経済や国際問題に視野を広げながら、実生活と関連付けて判断し、提言や行動を行うことができる。

人間関係や生活の質について学修していることから、支援を必要とする人々の生活についても適確な判断ができることから、社会全体の福祉の問題にも適性に対処することができる。

自身の生活や他者の生活の質の向上を図ることができることから、行政に対しても適確な対応や判断ができる。即ち、社会全体の質の向上に貢献できる。

家政学は生活を重視していることから、直接家政学分野で出している資格を有していない場合にも、例えば、生活関連の企業で開発や企画に従事する場合においても、広く生活者としての視点を生かした活動ができる。

2) 各領域で獲得できる主な資格とそこで求められる能力

被服領域：衣料管理士（テキスタイルアドバイザー＝TA）

衣料管理士は、大学で開講している所定の授業科目を修得することにより受験資格を取得でき、経済産業省所管の一般社団法人日本衣料管理協会で認定される資格である。認定証は、衣料管理協会の認定基準に基づく授業科目の単位を修得した後に、衣料管理士認定一般試験の合格を経て交付される。資格取得者は、生活に関連する基礎知識と技術や繊維製品に関する素材および生産・流通・消費等の知識を活用することにより、繊維製品の企画・設計／販売／品質保証／消費者対応の仕事に従事する。

食物領域：栄養士および管理栄養士

・栄養士：厚生労働省指定の養成施設（2年制から4年制まで）で所定の課程を修了すれば無試験で資格を取得できる。都道府県知事の免許を受けて、栄養の指導に従事することができる。

・管理栄養士：大学で開講されている所定の授業科目を修得して管理栄養士国家試験受験資格を得て、合格することで取得できる資格。

傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行なう仕事に従事できる。

従って、管理栄養士に以下のような能力が求められる。

- ・管理栄養士に必要とされる知識、技能、態度および考え方の総合的能力。
- ・保健・医療・福祉・介護システムの中で、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行なうことができる能力。
- ・健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行なう能力
- ・**栄養教諭**：短期大学、大学、大学院修士課程において、所定の課程を修了すれば、二種、または、一種または、専修の栄養教諭免許が取得できる。栄養教諭は、学校における給食と食の指導を集団および個別で行う仕事に従事できる。したがって、教育現場において、他の教諭と協調して指導を行うことができる指導力・マネジメント能力が求められる。

住居領域：建築士

・1級建築士：建築士に必要な知識、実践のために開講されている所定授業科目を履修・卒業したのち、実務経験2年後に受験資格を得ることができる。この資格は、建築物を含むすべての施設の設計および工事監理を行うことのできる国家資格である。

・2級建築士・木造建築士：所定の授業科目を履修すれば、卒業と同時に受験資格を得られる。この資格は、1級建築士に比べ、建築物の条件が限定されるが（一定規模以下の木造建築物、および鉄筋コンクリート造などの主に日常生活に最低限必要な建築物）、同様に設計、工事管理に従事することができる。

建築士には以下のような能力が求められる。

- ・建築物の設計・管理を行うための工学的・高度な技知識を習得する能力および交渉にかかわるコミュニケーション能力。
- ・人間の行動・意識、経験などと空間との関わりを把握・分析・企画できる能力、安全でかつ健康に生活できる場の実現にあたり、実践する種々の方策や計画のデザイン能力。
- ・プレゼンテーション能力およびマネジメント能力。

児童学領域：保育士および幼稚園教諭

・保育士：厚生労働省指定の養成施設（2年制から4年制まで）で所定の課程を修了すれば無試験で資格を取得できる。都道府県知事の登録を受けて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導に従事することができる。

・幼稚園教諭：短期大学、大学、大学院修士課程において、所定の課程を修了すれば、二種、または、一種、または、専修の幼稚園教諭免許が取得できる。幼稚園教諭は、幼稚園において幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する仕事に従事することができる。

小学校教員免許

家庭科教育：中・高等学校家庭科教員免許

その他、家政学関連の学部を卒業して取得できる資格

	資格名	資格取得条件	試験の有無	認定機関
任用資格	食品衛生管理者	大学開講科目の履修		
任用資格	食品衛生監視員	同上		
公的資格	栄養情報担当者	同上	○	健康栄養研究所
民間資格	フードスペシャリスト	同上	○	フードスペシャリスト協会
任用資格	児童福祉司	同上		
任用資格	児童指導員	同上		
民間資格	消費生活アドバイザー		○	日本産業協会
公的資格	消費生活専門相談員		○	国民生活センター
民間資格	消費生活コンサルタント		○	日本消費者協会